

高知県教育委員会 会議録

平成27年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成27年3月24日(火) 13:30

閉会 平成27年3月24日(火) 16:00

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育センター所長	下司真由美
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 議題(1)の付議第1号、第11号、第12号は個人に関する情報を含む議案のため、議題(2)は人事に関する議題のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、議題(1)の付議第1号、第11号、第12号及び議題(2)を非公開の取扱いとする。

議題(1)

【付議第1号 平成27年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第2号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案(小中学校課)】

○小中学校課長 説明

○質疑

委員	教科用図書選定審議会が作成する採択基準とは、具体的にどのようなものなのか。
事務局	基本方針や基準を示したものである。例えば、基本条件としては、「選定される教科用図書は、教育基本法の定める教育の目的、目標並びに学校教育法の定める目的及び教育の目標に基づき、我が国の現状と伝統について正しい理解に導くとともに、政治や宗教に対して公正であり、自主性を培い、人間性豊かな児童生徒の育成に役立つ内容であること。」となっている。
委員	その採択基準は都道府県独自に定めるものなのか。文部科学省がチェックしているものではないのか。
事務局	基本的にはそうであるが、内容については、都道府県独自で定める。
委員長	地域の特色を出すことはできるのか。
事務局	例えば、必要条件として、「内容や表現等にかたよりがなく全体として調和がとれ、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力等を育成するための質・量両面の充実がなされていること。」をあげているが、この中の、「思考力・判断力・表現力等を育成するための」

委員	については、全国的によく言われることではあるが、特に本県の子どものたちの実態を考えると重点を置くところだろうということで、この文言を入れている。
事務局	選定審議会として独自に判断するというよりは、本県の教育の方針に沿って採択基準を作ってもらおうということか。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員	第2条の表現を変える部分だが、「法令又は条例に定めがあるものを除き」が「法令又は条例に定めがあるものを除くほか」に改正されているが、意味は全く同じなのか。
事務局	意味は変わらない。
委員	他の規則等がこのような表現になっているので、合わせるということか。
事務局	全庁的にこのように字句の修正を行っている。
委員	「除くほか」とは、どういう意味か。
事務局	法令や条例に定めがあるものは、その法令、条例の規定によるが、それ以外についてはこの規則で定めるという意味である。
委員長	組織の並びは建制順か。
事務局	そのとおりである。 心の教育センターは平成15年度に開所し、その当時の児童生徒支援課所管の教育機関で、生涯学習課より建制順で先にあったので、県立図書館や幡多青少年の家の前にあった。それが、現在は人権教育課所管の教育機関となっているため、この際、規則の記載順も建制順に合わせるということである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	土佐山中学校は役場から近くなるので、へき地学校に準ずる学校ではなくなるのか。
事務局	土佐山小学校と小中一貫教育校になる。へき地を決めるには、役場からの距離や病院からの距離など、いろいろな基準がある。土佐山中学校の方が、少し奥にあり、土佐山小学校は現在もへき地学校に準ずる学校でない。この度、この土佐山小学校の土地で小中一貫教育校になるので、へき地学校に準ずる学校ではなくなったということである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	教育免許更新講習は受講資格がある者でないと受講できないが、その受講資格に漏れがないようにしたということか。
事務局	そのとおりである。幼稚園教諭の免許を持っている、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人等の理事を追加するというのが主な改正内容である。理事であっても、将来教諭に戻る可能性もあるので受講できるようにした。
委員	受けられる、受けられない、の判断基準は何なのか。
事務局	更新講習の規定では、教諭は受けられることになっている。しかし、現行では教諭の免許を持っていても、教壇に立っていない理事は受けることができないので、受けられるように改正しようということである。教諭に戻る際に、更新講習を受講すればよいのだが、理事であっても、10年ごとの更新講習を受講できるようにしようということである。
委員	「受講できる」というのは「受講して免許を更新する手続きができる」ということか。
事務局	その通りである。

委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第7号 高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案
(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

委員	「2ヵ月を超えても返却しない場合は、新たに利用できない」というのは、実際の貸出期間は2週間なので、ペナルティの規定であるが、それを6ヵ月に変更するということは、利用者の利便性を損なうことになる。貸出を待っている人が、下手をすると6ヵ月も待たなければならないということであり、不条理である。ペナルティはこのとおりとしても、2週間を超えた段階での返却の請求等の手続はどのように行うのか。
事務局	督促状を出している。
委員	督促状の内容は、最終的には「6ヵ月を超えても返却しない場合はペナルティがあります」ということになるのか。
事務局	督促状は県市で合わせる様に見直しを行うので、この段階で、どのような文言になるのかはわからない。県の2ヵ月に統一することも考えたが、そうすると、高知市の対象者が非常に多くなり混乱を来たす可能性があるので、6ヵ月ということにした。高知市では督促状が届かずに、住所が分からず1年以上返さない方に対し貸し出しをしていないので、高知市とのバランスを考えたときに、2ヵ月では混乱を来たすのではないかという考えである。新しいシステムを導入する時にしっかりと説明し、6ヵ月で実施したい。
委員	ペナルティ規定なので、本来は、2週間で返却させるためにどうするかが大事である。どのように督促して返却させるのか、工夫する必要があると考える。 もう一点、7条の3項についてだが、市民図書館の資料を6ヵ月返していない場合に新たに利用させないことは、館長の判断が必要で、自動的に貸出禁止にはならないということか。
事務局	あくまでも、高知市の判断であり、「できる」という規定になっている。実務上システムが一本化するので、現実的には同じ様にせざるを得ない。
委員	基本的には同じシステムで高知市の図書を返却していなければ自動的に高知県の図書も借りられなくなるということか。しかし、規定上は館長の判断でやるという理解でよいか。
事務局	そのとおりである。
委員	将来的には高知市の未返却の図書の整理がある程度ついたら、短くしていく方向がいいのではないかと思う。そのような可能性はないか。

事務局 委員 事務局	一旦期間を決めて、それを短くするのは難しいところがある。 未返却の比率等のデータはあるか。高知県と高知市で随分と差があるのか。 現在のシステムが導入された平成12年以降で、2ヵ月以上経っても返却されてい ないのは、430名910冊である。高知市と一緒にした時に10年を目安にして債権放棄する取扱にすることを検討していこうということになっている。
教育長	将来的には期間を短くしていくことも考えて行かなければならない。例えばマイナンバー制度が導入されれば、きちんと管理できる可能性もある。 返さないことを放置することがいいとは思えないので、当然改善して行くべきで、改善する方向で将来的には考えなければならぬ。現時点ではやむを得ないところである。
事務局 委員長 事務局 委員	しっかりと周知期間を設けたうえで対応していく。 県立図書館では返却しない人は多いか。 督促はしている。 情報システムが6月からスタートするということだが、現在の蔵書の情報の入力はずべて終わっているということか。
事務局 委員	県市ともに終わっている。 これから購入するものについて追加で入力するところまで来たということか。
事務局 委員長 事務局	そのとおりである。 本を借りることができる条件は。 県立図書館は高知県内に居住している者、市民図書館は高知市内に居住、通学・通勤している者である。
委員長 事務局	住民票はとっていないか。 申込書の提出時に身分証明書の提示が必要である。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員 事務局	事実関係については高等学校課で把握しているのか。 この事案が起きた時点で、高等学校課及び人権教育課が校長から情報を得、学校と一緒に対応し、最終的に自主退学ということになった。県教委事務局は内容について把握をし、校長に助言もしながら対応していた事案である。
委員長	県が訴えられているので、その事務を教育長に補助執行させたいということである。

委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第9号 平成28年度高知県立高等学校入学者選抜の日程に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員 事務局	A日程は、出願期間から検査実施日までが長いが、理由があるのか。 3月4・5日が検査実施日であるが、それまでに中学校からの調査書の提出、高校側の準備がある。更に、志願先変更期間も設ける必要もある。A日程は、ほとんどの中学生が受検することから受検者数が多く、準備等に一定の期間が必要ということで、このような日程になっている。また、3月1日は高校の卒業式であるので、その前後は入試に関する対応ができないということもある。
委員長 事務局	この入試の制度にして、中学校の授業時間は延びたのか。 中学校側からのリクエストが多くこの様な制度にしたが、授業時間は確保できている。
委員長	平成27年度の入試が終了したら、趣旨・目的のとおり実施できたか検証し、改善策を打ち出していかなければならない。今年は初めてであるので、中学校に戸惑いがあったり、今までに無いような現象が起きてきているのではないか。
教育長 委員	中学校で混乱があったとは聞いていない。 授業時間が確保できているということだが、既に中学校を回って聞き取りをしているのか。
事務局	中学校校長会の要望もあり、3年くらいかけて中学校の校長とすり合わせをしながらこの制度にしたということもあり、準備はしっかりできていた。保護者、学校側の混乱というのは聞こえてこない。いくつかの学校に聞いたが、順調だったということである。ただし、B日程の合格発表が終わっていないので、終了後もう一度中学校の校長と話をしたい。
教育長 委員長	私立学校に流れたということはある。 中学校の保護者の間でいろいろ意見があるようである。いろいろな形で検証する必要があるだろう。新たな方法で、善し悪しはあるので、検証が必要である。
事務局	高知市内校でかなり定員割れがあったことや、郡部の学校でも今まで無かったような動きがあった。 それは、日程的な問題というより、学力の捉え方、方向性の問題もあるので、別の観点で検証して行く。
委員長	日程ということではなく、制度そのものについて検証して欲しい。子どもたちへの影響が大きいことなので慎重に状況を把握し改善策を検討して欲

事務局	しい。 志願先の変更はほとんどなかったか。 各校数名程度の変更はあり、これまでの制度の時と変わらない。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第10号 高知県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	第3期の3年間の取組を見ると、どの高校でもやっている取組だと思う。平成18年度からの9年間で、学校運営協議会を設置したからこそできたことや、協議会がなければ成しえなかったなど、突出したものはないのか。
事務局	大方高校の応援部隊ということできろいろなことに取り組んでいる。自律創造型課題解決学習を行うにあたっては、手法については高知大学と連携し、テーマについて運営協議会が全て出している。例えば、黒潮町の売りになるような食品の開発というテーマに対して、カツオたたきバーガーを開発するなどである。一番大きいのは、地域の課題をたくさん与えていただき、それに対して生徒たちが高知大学の協力も得ながら、どのような手法で解決していくかということ自分たちで考えるということである。これが9年間の大方高校の大きな取組となっている。
委員	学校運営協議会がなければできなかったということか。
事務局	そうである。限られたテーマでの学習になっただろう。委員の方のネットワークで、かなりの数のテーマを毎年提示していただいている。黒潮町の役場の方も委員なので、役場の視点でのテーマも提示していただいている。学校運営協議会がなければ、この自律創造型課題解決学習は、生徒たちが自分たちで解決していくという動きをつくるまでには至らず、学校の中での課題研究に留まっていたのではないかと思う。
委員	地域の活性化や地域産業に参画するということでは、大方高校はうまく連携してやっているし、成果もあがっていると思う。しかし、学校の応援団的に地域が学校の教育に貢献し、学校も地域に入って行くということはいいと思うが、法律的に学校運営協議会の責任や権限は非常に大きく、教育の内容に関することもそうだが、職員の採用等についても意見を述べることができるということからすると、もっと踏み込んで、教育委員会に対して、意見を言えるわけである。しかし、大方高校の運営協議会はそのまでの責任と権限は認識していないのではないか。応援団としてやってもらえるのはよいが、本来、学校運営協議会が持つ責任や権限をもう少し理解し、もっと踏み込んだ提言や方向性を出すことがこれかあらあっても良いので

事務局	<p>はないかと思うが。</p> <p>毎年、学校運営協議会の協議の中で、人事権の部分については、人事異動の時期の前に会長名でこういった方向性を学校は求めているので、このような人材あるいはこういったハード面、ソフト面について対応していただきたいという文書の提出がある。今まで、それに対する回答の仕方がいろいろあったが、今年度から文章で、このような対応をしたいがどうかという回答をし、協議をしている。今までは委員からも出しっぱなしで結果が見えないという意見もあったので、運営協議会の位置付けを今年から更に明確にしているが、学校の応援団的な部分が色濃かったのは確かである。もともとの出発点が、「学校の未来を語る会」で、町をあげての大きな問題で合意を得るのに時間がかかった大方高校への改編時に、地域の方をまとめた会であり、応援団的な立ち位置で協力をいただいていた。しかし、これからは、学校運営協議会としての役割について、県教委として明確にしていきたい。</p>
委員	<p>第4期の実施計画には、資格取得の実現についての記載がないが、高崎商科大学との連携が終わったということか。</p>
事務局	<p>高崎商科大学との連携を明確にしたのは、平成26年度である。平成24、25年度に構想があり、第3期の最終年度に協定を結び、連携できるようになった。第4期の平成27年度からも連携し、資格取得につなげていきたいと考えている。記載はしていないが継続して行く。</p>
委員長 事務局	<p>小中学校には学校運営協議会が多くあると思うが、効果はどうか。</p> <p>もともと「開かれた学校づくり推進委員会」があるので違和感はないが、先ほどの意見にあったように、法律に位置付けられた責任と権限を果たしていくまでのレベルにある学校と応援団的にお手伝いをするレベルの学校、また学校の運営に関して校長が求めるレベルの違いもあり、地域の文化もあるので、学校によってかなり差がある。来年度からは地域連携担当の指導主事を各教育事務所と高知市教育委員会に置いてレベルを上げていこうとしている。</p>
委員長	<p>学校・家庭・地域の連携というのなかなかうまくいかないの、こういう方式を使うのも一つの方法である。</p>
委員 事務局	<p>大方高校以外の県立高校で学校運営協議会を設置する計画はないのか。</p> <p>地域との連携はほとんどの県立高校で行っているが、「開かれた学校づくり推進委員会」もあるので、学校運営協議会を立ち上げたいという要望はない。中芸高校を大方高校と同時期に指定したが、「開かれた学校づくり推進委員会」で行う方が、地域性とあっているということで、1期で終了した。</p>
委員長	<p>各公立学校には、学校評議員制度もある。学校評価も公表することになっているが、順調にしているか。</p>
事務局	<p>評価をする動きはしっかりとできているが、評価項目が実態にあっていない場合があり、改善の必要がある学校もある。</p>
委員長	<p>県立高校における外部評価の公開の状況はどうか。</p>

事務局	すべての学校で実施し公開している。
委員	学校運営協議会の位置付け、意味合いがよくわからないのだが。
事務局	学校運営協議会が法律に位置付けられたのは平成18年である。それに伴い、県立学校については規則をつくり県として指定をしてきた。
委員	いろいろな組織があり、似たようなことをやっているのではれば統一した方がいいのではないか。せつかく設置するのであれば、協議会としての存在意義をもっとしっかりと位置付けた方がいいのではないか。その必要がないのであれば、中芸高校の様にやめるという選択肢もあるのではないか。
事務局	大方高校は改編から10年経ったが、これから先の10年もこの方々の協力を得ながら運営していきたいというのが校長の考えであり、この制度を使ってやっていきたいということである。
委員長	少しマンネリ化している所もあるのではないかと感じるが。
事務局	県立高等学校再編振興計画で、定時制昼間部を全日制の体制に変えるということをお県教委が打ち出したので、それに対して学校としてどう取り組んで行くかについて、もう一度学校運営協議会が中心になって考えるということも出て来ている。
教育長	教育再生実行会議の第六次提言では、全ての学校を学校運営協議会を設置する学校にしてはどうかという提言が出されている。方向性としては、全ての学校に設置するという事である。
委員長	地域住民など、いろんな意見を聞いて学校運営しなさいということである。これから、他の学校でも導入できるかどうかについても研究して欲しい。教育委員の意見としては、やる以上は、学校運営協議会の制度をしっかりと活かしたものにしたいということであるので、しっかりと検討して欲しい。
事務局	関係学校と調整して行きたい。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第11号 高知県立学校における学校運営協議会委員の任命議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第11号 登録審査委員の任命議案（文化財課）】

○文化財課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

議題（２）

次期教育委員長の選任及び職務代理者の指定について

	【非公開議案】
--	---------

（５）議決事項

議題（１）

付議第１号～第１２号

原案どおり議決

議題（２）

- ・小島委員を委員長に選任
- ・久松委員を第１委員長職務代理者、
竹島委員を第２委員長職務代理者として指定